

秋田城介実季の掟と「掟」に就て

立川輝信

目次

一、秋田城介実季の掟

1、本文

2、出典

3、解説

A、秋田城介 (イ)意義、(ロ)起源、(ハ)沿革

B、秋田氏の出自、附その系譜

C、秋田実季

D、秋田城介新田泰盛と盛宗

二、掟

甲、掟の意義

A、大言浴

B、広辞苑

C、国史大辞典

D、日本法制史(滝川氏)

E、郷土社会辞典

F、日本の古文書(相田氏)

乙、徳川幕府の法度

丙、掟の実例

1、円覚寺中寮舎掟書

2、長尾為景無碍光衆禁絶掟書

3、金銭代並和市以下掟書

4、宮師修業条々事書

5、地頭綱目・宮師修業連置掟書

6、豊太閤の掟

7、ヤソ会宣教師の国外追放令

8、豊臣秀吉法度

9、某掟書

10、速吸社(佐賀関)文書

(イ) 佐賀関権現社法定書

(ロ) 関権現社掟書

11、伏見城中の法則

12、毛利高政掟書

13、寛永の鎖国令

14、大分県史料(各藩史料)

三、参考文献書目

一、秋田城介実季の掟

1 本文

掟

- 一、公儀御法度之旨、不相背様ニ毎日可ニ申合ニ事
 - 一、陣中酒不レ可レ過事
 - 一、道行ニ高雑談、され事停止之事
 - 一、上下ニよらず、他之手之者と申分於レ在レ之者、道理のまへたりといふとも、口論にならざる時、はやく主人ニきかせ、主人と又ハ組頭ニ相さはかすへき事
 - 一、道行之時、或、わらんし、はきかへ、或大小用かなへ候時ハ、さきへ行とをり相叶さるへからさる事、但さきに他の手つかへ、とをられさる所をみてハ、さかりてもくるししからざる事
 - 一、とまりくにて、たき・ぬか・わらの外、ていしゆに少なりとも、むしんなる儀、申かくべからざる事
 - 一、とまりにて、本陣のまへにて、無用之高こゑハ不レ及レ申、人をよひ候とも、こゑたかによふへからさる事。
 - 一、すへり道。ほそはしにて、無用に馬にこゑをかくへからさる事。
 - 一、他之手ニ親類、知音在之、見廻ニをいてハ、組頭敷、近習之小性共相屈可レ參事
- 右条々於ニ相背輩ニ者、聞付次第、曲事可ニ申付ニ者也

秋田 城介

「慶長拾九年」

十月廿三日

実季 花押

2 出典

右旋書の史料は筆者所蔵の一卷で、図の如く、左右の表装部を除き、中の実際に史料文字を書いてある紙面は、美濃紙半紙をつぎ合せたもので、縦三十三糎（一尺一寸八分）、横八十六・四糎（二尺八寸五分）で、最後の「慶長拾九年」の五字が、筆跡は変らぬが、極僅かに墨色が違う様に思はれる。

3 解説

A 秋田城介

イ、意 義

秋田城介とは出羽国秋田城に居て、専蝦夷を鎮撫する職掌である。

ロ、起 原

聖武天皇の天平五年（七三三）東北鎮撫の爲め、出羽の柵を秋田高清水岡に移し、初は秋田城司と称したが、光仁天皇の宝亀十一年（七八〇）国司出羽介をして、専らこの城を鎮めさせ是を秋田城介と称した。その後国司のうち、介がこれを兼ねることとなり、出羽城介・又は秋田城介と称したが、その起原は平安朝後期であると思はれる。令外官（りようげのかん）で、除日（じもく）によらず宣下される例であるが、次第に空職となり、武門名譽の称号と化した

ハ、沿 革

秋田城介は、時には鎮守府將軍や、奥羽按察使等が兼ねたこともあつたが、醍醐天皇の昌泰二年（八九九）城介を罷めたが天元三年（九八〇）平ノ兼光がついで、その甥繁成がこれに任ぜられ城氏と称した。その後冷泉天皇の永承五年（一一〇五）平繁盛を以て之に任じたが



（秋田城介旋書）

後に又これを廢した。鎌倉の時、源実朝、順徳天皇建保二年三月、安達藤九郎定長の子景盛を以て城介に任じ、爾來子孫が世襲したが末期に安東鹿季がこれに代り、室町時代にその子孫愛季は秋田氏と稱した。一時は秋田城に居住の人もあつたが官名の勅許はなかつた。織田信長の時に至つて嫡男信忠三位中将として秋田城介を兼任した。善信志は平氏なる故を以て、先祖繁盛拜任の例をついだのである。信忠以後は武士の称号絶え公卿がこの官を兼任した。(国史大辞典・国史辞典卷一・日本歴史大辞典)

B、秋田氏の出自

秋田氏(三春藩)は阿部貞時を祖とし、その先は長髓彦の弟、安日より出る。貞任の二子高星安東太郎と稱し、数代の後実季に至つて秋田城介となつた。依つて氏を秋田と稱した。慶長七年事に座して邑を滅じ、常陸国宍戸に移り、五万石に封ぜられた。其子俊季は正保二年、盤城国三春に移封し五万三千石を領した。その後、万治元年弟季久に五千石を分封し貞亨元年輝季は譜第の列を賜はり、子孫相續いで明治に至り華族に列して子爵を授けられた。

秋田氏系譜

愛季——実季——俊季——盛季——輝季——頼季——太季——定季——(ヨシ)情季——(ツネ)長季——(ノリ)孝季——
(ヒロ)吉京季——映季——

C、秋田実季

(一五七六一—一六五九)常陸国宍戸藩主、愛季の子で天正四年に生れ、安東太郎と稱し、もと出羽松山城に居り、豊臣秀吉に属して、朝鮮の役には筑紫に屯した。関ヶ原の役に徳川氏に與し、慶長七年(一六〇二)常陸宍戸城五万石を賜わり、さらに慶長十年九月秋田城介に任せられ、秋田家中興の祖と仰がれた。のち伊勢朝熊山に塾居を命ぜられ万治二年十二月十四日同地にて没した。年八四、(日本歴史大辞典・国史辞典)

D、秋田城介新田泰盛と盛宗

筑前の小式経資は、その奉行する国として、肥後国守護代、秋田城介泰盛の子息、次郎盛宗（建治二年守護代として下向）に二月二十日、管下の御家人等をして兵員以下の書き上げを行はしめるように命令を出し、盛宗はこの経資の命令を承けて、同月二十八日に地頭御家人等に向つてこれを施行している。（蒙古襲来の研究P一三〇）

なお「季長絵詞」によつて覗うと、安達（秋田城介）泰盛の二男城次郎盛宗は、肥後の守護人となり、生ノ松原に防戦したことが明かである。（元冠と季長絵詞P三七）

この泰盛は、鎌倉時代の武將で、安達氏は藤原房前の裔と称し、陸奥の国安達郡に在り、源頼朝創業以来の功績で、曾祖父盛長、祖父景盛は秋田城介を世襲し、北条氏と姻戚関係を持ち、泰盛の女は、北条時宗に嫁し、貞時を生んでいる。而して彼は幕府の評定衆となり、父義景と共に、時頼に進言して三浦氏の勢力をおさえ、権威盛んであつたが、内管領、長崎頼綱の讒ざるところとなり、一二八五年（弘安八年）十一月八日鎌倉に於て、長崎頼綱の一派に仆された。（京大日本史辞典）

二、掟

甲、掟の意義

A、大言海

おきて（名）掟

1、オキツルコト、サダメ、トリキメ所定

2、定メオク法則、法度の条目、置目、法制

B、広辞苑

おきて「掟」

- 1、おきつること、さだめ、とりきめ、いましめ
- 2、公の定、規定、法度、法制、法律
- 3、心だて、心ばえ
- 4、処置、計画、経営
- 5、しきたり

C、国史大辞典

おほやけの定め」ことをいふ。又法度ともいふ。倭訓聚に、日本記に支度とよめり、源氏物語に心おきてなどいへり、措置の儀也、俗の掟の字をよめり、字書に其儀なし、定手二合の意に用い來れるなるべし。古事記延佳本に、行定をおきてさだめとよめり、おこなう意にや、今も公の御定めをおきてと見へたり」とある。

D、日本法制史（澁川政次郎著）

掟（置手）なる語は、起請文、置文より出でたる言葉であろう」とある。

E、郷土社会辞典

掟は「立花立齋家中掟書」とか「大齋市掟書」などにみえるように、武家社会の公の定めことを意味し「定」「置目」「式目」「条目」「法度」などと其によくつかわれている。いわば今日の規律とか法律にあたるものであるが、その性格は非常に異つて、権力者の意志を一方的に宣言した法律であり、著しく君主主義的な色彩をもっている。特に江戸時代は広く民衆生活の中でこの語がよくつかわれて、西鶴の「日本永代蔵」には「豊後の府内（大分市の旧称）に住て万屋三弥とて名高し、万事掟を守り云々」とある。かように掟は民衆の遵法とすべき鉄則として考えられていた。

F、日本の古文書（相田氏）

掟書とは、遵守すべき条項を示す為につつた文書を定文とも云ふが、又掟書、規式とも云つてゐる。（上卷三五八頁）

乙、徳川幕府の法度

徳川幕府の立法は一般にこれを法度とよんだが、先づ、公家、武家、僧家の三法度が出され、これがこの時代の憲法となつた。

家康は慶長十六年四月西国大名に対して、大名と將軍との主従關係の基礎となる三箇條の誓詞を奉らしめて、第一に鎌倉右大将このかた、代々公方家の法式に任せて、江戸より発せられた命令を遵守すべき事を誓はせ、翌年正月にはこれを東北の諸大名に対して繰り返した。第二に徳川氏の法度に背き上意に違ふ輩を、国内に隠し置かない事を誓ひ、第三に叛逆殺人たる由を通知し来た者を、召し抱えないことを誓はせた。爾來二百七十年、江戸幕府の法令が全国に行なはれた其の基礎は實にこれによるものである。即ち右の誓詞を基礎として作られた、元和元年の武家法度は大名の奉公義務の内容を規定したもので、之を武家諸法度と稱し、これに倣つて作られた諸士法度は旗本御家人の奉公義務の内容を規定したものである。

戦国時代の諸家の国法は、この期に入つても、なお諸藩の家法として残存していたが、諸藩の藩主は、寛文三年の武家法度及び元祿十二年の身分仕置令によつて「萬事如三江戸之法度」、於三國々所々、可三行之「事」と命ぜられていたので、その内容は、大抵幕府の法令と同様であつて、加賀の前田、薩摩の島津の如き雄藩を除いては、諸藩の各藩法は全くその形骸をとどむるに過ぎない。殊にこの傾向は江戸中期以後に於て甚だしいものがあつた。

島津藩では、天文八年、島津貴久の法規、天正十四年五月朔日島津義久・義弘の掟・慶長二年二月島津義弘が朝鮮出陣の際に残した掟・慶長四年島津忠恒の掟書等がある。(鹿児島史第一卷 昭和十四年四月廿五日 興發行)

四、武家法度

家康は僧天海・崇伝等に命じて、或は和漢の法書を蒐集調査させ、或は建武式目の得失を議せしめて、法度定制の準備を整へ、慶長十六年諸大名に誓詞を出させ、天和元年七月には僧宗伝等に命じて武家諸法度を起草させ、大阪落城を待つて全七月

七日伏見城に於て、諸大名に分布したのが最初である。故に元和元年の武家法度公布は、大阪落城後、満三ヶ月にあたつてゐる。(滝川氏「日本法制史」)

丙、掟の実例

1、円覚寺中寮舎掟書

寺中寮舎条々

一、新造寮事

於_二本寮跡_一、本主各可_レ被_レ作_レ之、但、限_二来二月中_一、若_レ被_レ引_二彼下地_一、過_二当月_一不_レ被_二造營_一者、為_二公界之計_一、被_レ送_二余人_一、可_レ致_二興行之沙汰_一也焉。

一、退居寮事

東堂御在世之間者、不_レ可_レ有_二相違_一、以後者、為_二常任方之計_一、子細同前矣。

一、寮舎規式事

勵_二自身微力_一、新造之上者、縦雖_レ有_二転位_一、任_二先例_一、存命之間者、不_レ可_レ有_二改替之儀_一、雖_レ然、若雖_二存命_一、於_二本寺之僧曆_一無_二名字_一者、子細同前矣。

右此条、為_レ全_二公儀_一、評定衆所_レ加_二連署之判形_一之状如_レ件。

応安八年正月十一日

首座 礼云 (花押)

可在 (花押)

(大圓) 興伊 (花押)

都 聞初 (花押)

都寺 興闔 (花押)

維那 柱漢 (花押)

(大亨)
妙享 (花押)

契有 (花押)

景僧 (花押)

崇鎮 (花押)

(少室)
正統慶芳 (花押)

帰法 (花押)

(大法大關)
住山 (花押)

圭照 (花押)

(巴覺寺文書五)

註 本文書は巴覺寺評定衆が寺中寮舎に關する規約を示す為めに作つた文書である。掟書とも規式とも稱して差支ないであろう。

2 長尾為景無碍光衆禁絶掟書

掟事

(長尾能景)

一、無碍光衆、任^三高岳御下知^一、末代被^レ弘^レ之事、

一、今度彼宗旨、不^三事問^二再興、太曲次第由事、

一、為^レ地頭主人^一、速相搦可出^レ之、及^三異義^一者、於^三立所^二可^レ被^加三身命成敗^一事、

一、或地下人、或雖^レ為^三他宗^一、近所^ニ、無碍光衆在^レ之由、不^三申出^一者、可^レ為^三同罪^一事、

一、彼宗旨蜂起事、至^三千申出族^二者、為^レ褒美^一、彼家財屋敷所^レ被^レ出^レ之事、

一、於^三許容領主^一者、可^レ被^レ改^三其所^二事、

一、今度役者油断故、大略落行、其上累年被彼宗旨連続義、不^レ被^三御申上^一、号^レ不^レ存^三知之^一、被^レ背^三国法度^二上、役者、小使

被^レ為^レ遂^三生涯^一事、

一、於^三役者不入地、彼宗旨在^レ之者、其地頭へ相届之上、申出族^ニ、彼屋敷所直^ニ可^レ被^レ出^レ之事、

右、此条々、各堅可^レ被^三相守^一之、至^三千子孫^一も、彼御掟不^レ可^レ被^三相背^一者也、仍如^レ件、

石川 新九郎景重 (花押)

3、金銀代並和市以下掟書

掟旨

一、金子の代拾両につき式拾貫文

(売買)
ハイ／＼タルヘキ事

一、銀子の代拾両につき式貫文

ハイ／＼タルヘキ事

一、米の和市、百文につき当分壹斗四升

(和市)
ワシタルヘシ、タ、シ米出来之時者、重而和市可レ被ニ相定ニ事。

一、うりかい物の儀者、是迄のことく、壹貫文の物ハ、壹貫文にハイ／＼タルヘシ、其外高下同前事。

一、諸成物にも、此旨を以、其沙汰セシムヘキ事。

千坂藤右衛門尉景長 (花押)

斎藤 下野守昌信 (花押)

毛利 五郎広春 (花押)

長尾 弥六郎憲正 (花押)

同 弥四郎

同 新七郎景慶 (花押)

(上杉家文書之一)

以上

(春日神社文書八)

註 1、本春日神社文書は「天文十三年若くは同十四年のものであらう」と相田氏は推定してある。

2、以上田寛寺中寮舎掟書以下は相田二郎氏「日本の古文書」上下よりの抽書。

4、宮師修築条々事書

豊後国一ノ宮賀来社社内建立末社之事

一、御社建立之所ハ守護役之御吏、三十三日(マ、)可(造宮)ニ御雜築(材)之者也、修理之古才木不(材)レ添(材)レ之事。

一、古才木之処ハ、末社之可(マ、)レ為(マ、)ニ修リニ事、守護役同前也。

一、雜築奉行並宮師可(マ、)レ在旨之事。

一、当社とりい七本也、内一本のとりいわ修理候也、のこり六本之とりいは、石のとりいなり。

一、たかまつの地藏堂は、金龜和尚の御作也、此堂修理之儀ハ宮師存(マ、)レ之事。

一、生石ひのわうの修理之処、生石地頭(香童子)浜之けんきふ存(マ、)レ之者也。

一、社頭社幡之事、一はんのかうとふしは宮師出(マ、)レ之、二はん(マ、)なハ宮迫坊、これをいたす、三はんハ権のかたより出(番)レ之、はんしゆ指令時は、宮師うけとり、存(衆)レ之者也。

一、於三神前さんせん(衆)の儀ニハ、三分一宮師給(マ、)レ之、ニハはんしゆニ給(マ、)レ之者也。

一、御戸せん半分ハ宮師給(マ、)レ之、半分ハハはんしゆニ給(マ、)レ之者也。

一、御へいせん三分二給(マ、)レ之、三分一ハはんしゆ給(マ、)レ之。

一、命替としてあかり候者ハ、何にても、宮師給(マ、)レ之。

一、社方ノ事ハ、宮師存(マ、)レ之者也。

一、房中諸社家人ハ、是モ宮師存(マ、)レ之者也。

寛正元年

正月吉日

宮師修栄（花押）

註 1、本文書は大分市柞原八幡宮文書

2、県史料(9)一八二頁所収

5、地頭綱貞・宮師修栄連署擬書

賀来社格式事

一、香童子当番之時、初後夜日中外不_レ可_二御宝殿参入_一、但御用祭礼、又者有_二参詣之人用段_一之時者、可_二参入_一事。

一、於_二御宝殿_一不_レ可_二私物、人之物預置_一事。

一、香童子三人講衆三昧僧番役勤行次第、任_二先例_一可_二勤仕_一事、並神官・声納・下神人等大番事、可_レ任_二往古之例_一也。

右、於_二背_一此旨_二輩者_一、其輕者停_二止出仕_一、其重者改_二易当職_一可_レ処_二特罪科也_一、此等趣、且守_二旧記_一、且為_二後代_一所_二定置_一如_レ件。

長祿三年卯八月 日

宮師修栄（花押）

地頭綱貞（花押）

註 1、本文書は大分市柞原八幡宮文書

2、県史料(9)一八〇頁所収

6、豊大閣の掟

一、天道八偏に正直にして叶ひ、非道にして仏神の加護なし。

一、無_レ科者八名城に籠るが如し、科あれバ身の置所なし。

一、大切と申すハ公方の御用、安堵と申ハ諸役を治むる事。

- 一、福人をバ怨敵と可レ思、口入秘計すべからず。
- 一、誰人にも可レ勝と思はバ苦勞、当意の負ハ後が勝。
- 一、貴物ハ分別の人、賤きものハ無分別の人なり。
- 一、覺悟有らハ先生を可レ報、愚癡ならバ先生に歎け。
- 一、親を人と思ふ子をバ可レ思、親の仰を背くハ天道を知らず。
- 一、耕作商二道に常々可ニ心掛、縦ハ左右の如し。
- 一、身軀過分に人をバ可ニ扶持ニ也、算用不レ知後悔すべし。
- 一、貴賤の人に參会ハ偏に薄く、紅葉も厚きハ散る。
- 一、祝言何事有る時ハ早く座を可レ立、寸善に尺魔あり。
- 一、朝夕忘間敷ハ家々の稼、懈怠すれば家を失ふ。
- 一、萬能に増したるハ覺悟なり。
- 一、心違へバ能更ニ不レ入
- 一、親類近付喧嘩ある時最負といつば後運をさせず。
- 一、公事あらバ強き弱きハ下にて落着すべし。
- 一、他人の美女をバ大敵とおもふべし、其の家に不レ可レ入。
- 一、鬱憤ハ敵と可レ思、一言を以て怨敵を受く。
- 一、記録に富めるものは執筆なり、偏に斟酌すべし。
- 一、他人の宿政事、知音なりとも子細によつて判形不レ可レ仕。
- 一、無三心元ニ道連に逢はんには於三前後ニ同道致すべからず。

一、長夜の寢覚にも諸逆を案すべし。

一、世上の伝言批判能可_レ聞、人の虚言我が偽となる。

一、無_二心許_一方より一色を請ふハ急に返礼可_レ致。

一、喧嘩の場へ罷出る事、我が非論を好が如し。

一、身に添ふ敵ハ大事なり、立つても居ても可_二心掛_一。

一、男女の中立、十に八九ハ斟酌すべし。

一、親に成共不孝を他人とし、他人なりとも考を親とす。

一、親に懇切ハ存命の内、未来の助ハ不_レ知。

一、酒ハ我が気分次第、過してハ何ぞ煩となる。

一、地頭代官の義不_レ可_二相背_一、迷惑有らバ時々_二に詫言_一すべし。

一、修行と云ふ事ハ国を順するに非ず、心掛れば寢覚にも、有る歌に、「悪口と欲を離るゝ物ならば内外ともに住みよかるべし。」(蜀山全集半日閑話、二一(三九八)・広文庫第四冊三六頁―三七頁)

ヤソ会宣教師の国外追放令(原文、漢文)

定

一、日本は神国たる処、きりしたん国より邪法を授候儀、太た以て然る可からざる事。

一、其国郡の者を近付け、門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。国郡在所知行等給人に下され候儀は当座の事に候。天下よりの御法度を相守り、諸事其意を得可きの処、下々として猥儀曲事の事。

一、伴天連、其の知恵の法を以て、心さし次第に檀那を持候と思召され候へば、右の如く日域の仏法を打破る事曲事に候条、伴天連の儀日本の地にはおかせられ間敷候間、今日より廿日の間に用意仕り、帰国すべく候。

一、黒船の儀は、商売に候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。

一、自今以後、仏法のさまたげを成さざる輩は商人の儀は申すに及はず、いつれにても、きりしたん国より往還くるしからず候条、其意を成すべき事。

已上

天正十五年六月十九日

註 1、秀吉は天正十五年（一五八七）五月島津を降して九州平定の業を終え、博多に於てこのヤソ会宣教師の国外追放令を発し、これを各諸大名に通達したので勿論我が大友氏も之を受取つたものと思われる。

2、本文書は松浦家文書に採録してある。

8、豊臣秀吉法度

掟

一、奉公人、侍、中間、小物、あらし子に至る迄、去七月、奥州へ御出勢より以後、新儀に町人に成り候者これあらば、其町中、地下人として相改め、一切置くべからず。若しかくし置くに付ては、其一町、一在所、御成敗を加えらるべき事。

一、在々百姓等、田畠を打捨て、或いはあきなひ、或いは賃仕事に罷出づる輩これあらば、そのものの事は申すに及はず、地下中御成敗たるべし。並びに奉行をも仕らず、田畠もつくらざるもの、代官・給人として、かたく相改め置くべからず。若し其沙汰無きに於ては、給人過怠には、其所在めしあげらるべし。町人百姓としてかくし置くにおいては、其一郷・同一町曲言たるべき事。

一、侍、小者によらず、其主に暇を乞はず、罷出づる輩、一切拘ふべからず。能々相改め、請人をたて置くべき事。

但し右の者主人これ有りて、相届くるに於ては、互いの事の条、からめ取り、前の主の所へ相渡すべし。若し此の法度を相背き、自然、其もの逃かし候に付ては、其一人の代に三人首をきらせ、彼の相手の所へわたさせらるべし。三人の人代り申

し付けざるに於ては、是非に及ばれず候条、其主人も御成敗加へらるべき事。

右条々定め置かるる所件の如し。

天正十九年卅月廿一日

註 1、秀吉が諸大名に通達した本文書は、檢地と刀狩で事実上、ほぼ成立した士農工商の区別を制度的に固定化することをねらった法令であり、封建的身分製度確立の上に転期をなしたもので重要な史料である。

8、某掟書

条々

- 一、関両浦町立之事付東西構之事並掃除之事
- 一、斗屋、両浦可レ為三三間二之事付員数等同銀錢可三召遣趣、府内・白杵可レ為二同前一里てんびんたるへぎ事
- 一、火事出来之時、隣三間向三間、可レ有三其閑日二、至三火主者、可レ処三敵科二事
- 一、閣三本奉行入一、企三直訴二輩、縦雖レ為三順儀之申事二、可レ准三非道二之事。
- 一、地下人、或號三肩入二・或人被官一、堅可三停止二、剩弁指一・專道己下迄、甚不レ可レ然之条、稠申聞、於背三法度二者、則可三成敗二事。
- 一、從三前々二相定諸公事納所等免許之儀、可三改易二、於三自今以後二、其取沙汰肝要之事。
- 一、用所之刻、臨三其時二一雅意一口能可レ申族、為三後人二一途可三申付二事付一味同心之申禁制之事
- 一、旅船着津之砌、其因之問丸、從三往古二在レ之条、以三借宿二憲法売買等之取沙汰可レ為三專一一事。
- 一、宮山之儀者不レ及レ申、若御子山・鳥帽子岳・其外山野法式、殊猪鹿同前之事付牧馬不レ可成レ綺事
- 一、喧嘩斗諍之儀、不レ決三理非二、一結可三成敗二事。
- 一、紳主・宮主・檢校兩三人江用所之砌者、公役之儀可三申付二之事。

右背^ニ法度^ニ輩^ル於^レ在^ル之者、不^レ謂^ニ最^ニ負^ニ用^ニ捨^テ、以^ニ交^ニ名^ニ承^テ、可^レ加^ニ下^ニ知^ニ者^也。

天正十六年六月廿八日

若林越後入道殿

註 1、本文書は北海道郡一尺屋村若林多吉氏所藏

2、県史料(2)二七三頁所収

10、速吸社(佐賀関)文書

イ、佐賀関権現社法定書

佐賀関権現社法定之事

一、朔日・廿五日社人衆六人共、無^ニ懈^ニ怠^ニ罷^ニ出^ニ候^而、可^レ令^ニ勲^ニ番^ニ事

一、宮廻^(マ)不断之掃地、從^ニ四^ニ人^ニ無^ニ油^ニ断^ニ可^レ仕^ニ候[、]清^ニ正^ニ様^ニ被^レ成^ニ御^ニ上^ニ洛^ニ刻^ニ者、社人衆罷出、中務少・民部少令^ニ相^ニ談^ニ、萬事可^ニ

相調^ニ事

一、從^ニ他^ニ所^ニ拜^ニ進^ニ物[・]神^ニ樂^ニ錢^ニ者、可^レ為^レ如^ニ前^ニ々^ニ候[、]御家中よりの神樂錢者、拾分一神前ニ上候而、相殘半分、三人取へし、
残内宅人半前宮内少取候て、残所社人中可^ニ取^ニ置^ニ候[、]為^ニ後^ニ日^ニ定^ニ所[、]如^レ件

慶長拾年二月十八日

加藤左平太(花押)

中務少輔殿

民部少輔殿

檢校

口、関権現社役掟書

関権現社役定之事

一、元日朝拝並年夜御祭・六月廿九日御祓付節々御祭之事。

右之御供物者、神主・宮主・檢校為_二此三人、領知之高相当に出し、頭人之儀者、替々無_二懈怠_一可_レ被_二懃仕_一者也。

一、毎月朔日・廿五日御神楽御供、右三人之内、当番として可_レ被_レ備也。

一、御造營分式拾石之物成、神主・宮主・関庄屋三人に預置候条、年々払方可_レ被_レ逐_二算用_一也。

一、御神前作法之儀、諸事如_二前々_一、可_レ被_レ仕候事。

一、神内掃地之事、神主・宮主・檢校・宮内、為_二此四人_一可_レ被_レ仕候、並節々御神事之刻者、残社人衆出、令_二掃治_一可_レ被_レ仕

也。

右条々、不可有_二懈怠_一候、仍如_レ件。

慶長十_二乙巳_一年十二月廿日

加藤左平太（花押）

神主 作 丞殿

宮主与右衛門殿

檢校名用公

註 1、本文書はモト佐賀関速吸社所藏

2、県史料(1)二五〇―二五一頁所収

11、伏見城中の法則（慶長十年八月制定）

一、城中無状の挙動を為し、礼を失う者あらば、其由其者に断りて聞え上ぐべし。

- 一、御前近き所にて、高声者あらば、之も断るべし。
- 一、御膳役送の輩、怠慢せは聞え上ぐべし。
- 一、此輩当直の時は長袴を用意すべし。
- 一、将棊、碁、諷瀟打、扇切、相撲等の遊戯するものあらば聞え上ぐべし。
- 一、内書を初め、右筆等の物書く所へ立寄るべからず。
- 一、仰なくして硯を借用すべからず。
- 一、もしかゝる挙動するもの、其儘捨て置く時は、右筆等も曲者なるべし。
- 一、諸大名着座の席へ、塵芥を捨置くべからず。
- 一、凡て殿中灑掃以下心入るべし。
- 一、此条目令せられし後、違反の輩あらば、殿に聞え上ぐべし。
- 一、若し隠し置き、洩聞するに於ては、同朋阿弥の罪たるべし。(江戸時代制度の研究P三〇)

12、毛利高政掟書

掟 津久美村

- 一、耕作仕つけ候時分、おとこの儀ハ不_レ及_レ申、をんなもあり次第罷出、田畠の草とり可_レ申候、田畑の草ハ一番くさ、二番三番、四番草までとり申へき事。
- 一、田畠仕つけ候時分、おとこの儀は不_レ及_レ申、をんなもうちに居候ハ、くせ言にて候、見相次第きうめいせしむへき事。
- 一、耕作仕つけ候間ハ、朝めしも、ひるめしも、夕めしも、女共かうさくばへ持出くわせ可_レ申候、宿にもとり、めしたへ候ハ、可_レ為_三曲言_一事。
- 一、野原に牛馬をつなぎ候事ハ不_レ苦候、田畠近き所に、むさと牛馬はなち候事、くせことにて候、此後牛馬をはなち候て、

田島の立毛くわせ候ハ、其牛馬の主くせことにおこなふべき事。

一、みちより外、田島の中、すちかいに通り候事くせことにて候、法度の旨郷内堅相ふれ其上にてとをり候ものあらは、見あひにからめとりつれきたり候ハ、ほうひをくわへべき事。

右条々、郷内其庄屋として、堅可相触候、もし此旨を背く者あらば、くせことにおこなふべきもの也。

慶長拾一年正月廿四日

(毛利高政)

伊勢守(花押)

註 1、本文書は津久見市宮本西郷寅王丸氏所蔵泉史料(三六九頁所載)

13、寛永の鎖国令(抄)

定

一、異国え日本之船を遣す儀、堅く停止の事。

二、日本人異国え遣し申間敷候。若忍ひ候て乗渡る者これ有るに於ては、其者は死罪、其船、船主共に留置き、言上仕るべき事。

三、異国え渡り住宅仕りこれ有る日本人来り候はば、死罪申付くべき事。

四、伴天連の宗旨これ有る訴えは、兩人より申遣し、穿鑿を遂ぐべき事。

五、伴天連の訴人褒美の事。

伴天連之訴人は其品により、或は三百枚、或は貳百枚たるべし。其外は此の以前の如く相計申すべき事。

八、伴天連之儀、船中の改迄、念入に申付くべき事。

十一、諸式、一所え買取り申儀、停止の事。

十二、武士の而々長崎において異国船の荷物、唐人より直に買取候儀、停止の事。

十四、異国船つみ來候白絲、直段を立て候て残らず五ヶ所、其外書付の所へ割符仕るべき事。
一五、以下者略

寛永十三年五月十九日（徳川禁令考卷六十一所収）

註 江戸幕府のヤソ教禁庄政策は三代將軍家光の代に強化され、寛永十年（一六三三）二月、同十一年五月、同十二年五月と禁教令が發布された。本文書はこれを受けて一六三六年島原の乱の前年老中堀田正盛・阿部忠秋・松平信綱・大老酒井忠勝・土井利勝五人の連署で長崎奉行にあてた禁教令と貿易取り締り令で、十九ヶ条からなっている。

14、大分県史料（一七）各藩史料

本書には県内中津、島原、杵築、日出、臼杵、竹田六藩の江戸初期から廢藩置縣當時までの巾広い法令関係文書が収録されている。したがってその大部分は掟文書と称してよい。全卷二九三頁

書名	著者	発行年月日	発行所
1、増訂国史大辞典	八代国治	大 四・五・五	都文舎
2、日本史辞典	京大國史研究室	昭二九・十二・廿五	創元社
3、日本歴史辞典	河出孝雄	昭三一・五・三〇	河出書房
4、郷土社会辞典	菅野寿郎外二名	昭卅一・十一・一	金子書房
5、国史辞典 (一)	富山房	昭一五・二・十一	富山書房
6、新日本史年表	西岡虎之助	昭三・十二・二〇	中央公論社
7、大言海	大槻文彦	昭七・一〇・廿八	富山書房
8、広辞苑	新村出	昭三〇・五・廿五	岩波書店
9、広文庫(第四冊)	物集高見	大五・十二・一	其刊行会
10、日本法制史	滝川政次郎	昭三・十一・二〇	有率閣
11、日本法制史	牧川健二	昭十二・一・廿五	日本文学社
12、日本の古文書	相田真三郎	昭廿四・十二・一五	岩波書店
13、御触書寛保集成	高柳良助	昭九・十一・十五	岩波書店
14、史料による日本の歩み近世編	石井利謙外三名	昭三〇・五・卅一	吉川弘文館
15、幕府時代の掟及古文書数種	名古屋控訴院	昭一〇・七	名古屋控訴院
16、蒙古襲来の研究	相田二郎	昭三三・一・五	吉川弘文館
17、元寇と季長詠詞	桜井清高	昭三二・二・二〇	徳川美術館
18、鹿兒島県史(第一卷)	其井清高	昭一四・四・廿五	其井清高
19、大分県史料(一七)	大隈分	昭三八・三・三〇	大分県
20、戦国時代の武家法制	隈崎	昭一九・三・二〇	大分県
21、江戸時代制度の研究上巻	松平太郎	大 八・	国民社